

第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

1 府土地利用基本計画

府土地利用基本計画（以下本項において「基本計画」という。）は、府計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などに基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、図面表示した計画図と土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

なお、計画図は、毎年必要に応じて変更を行っています。また、計画書については、基本計画の基本となる国土利用計画の改定に合わせ21年8月に改定されました。

第5節 公害防止計画の推進

府では、公害防止に関する施策を総合的に講じる必要がある地域について、環境基本法に基づき、公害防止計画を作成しています。

作成状況は、以下のとおりです。

1 京都地域公害防止計画の概要

① 計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市及び大山崎町の4市1町

② 計画の期間

23年度から32年度の10年間

③ 計画の主要課題

河川の水質汚濁

大阪湾に流入するCODの汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。

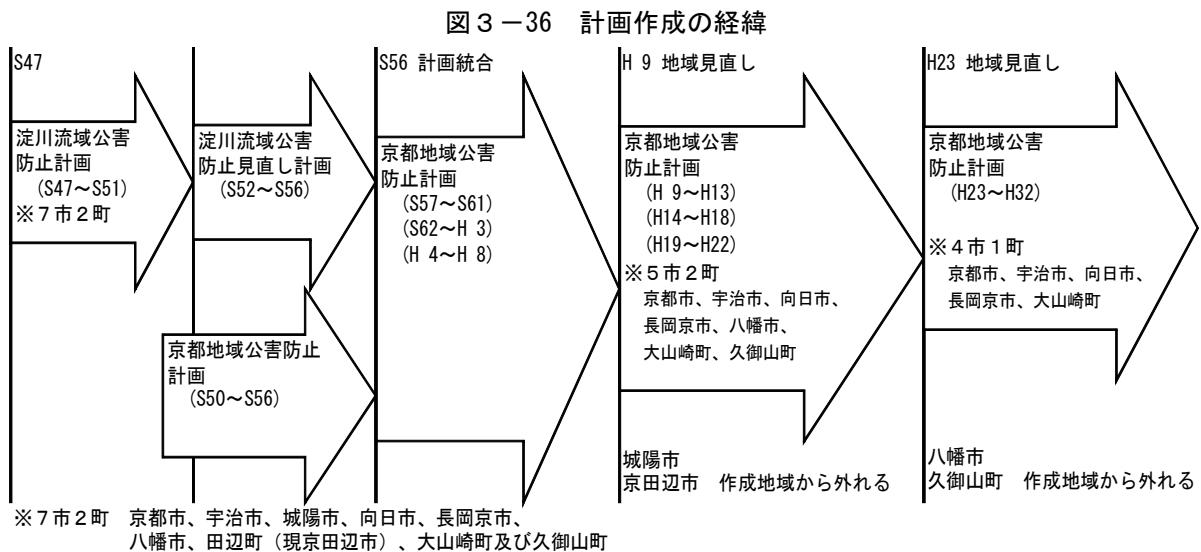
④ 計画の目標

環境基準の達成

⑤ 講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

2 府における計画作成の経緯



第6節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情の概要

23年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は表3-59のとおり、1,853件（前年度比77件増加）でした。

大気汚染、水質汚濁等**典型7公害***の苦情は1,047件（前年度比20件減少）、廃棄物投棄等典型7公害以外の苦情は806件（前年度比97件増加）でした。

典型7公害では、騒音、悪臭及び大気汚染に関する苦情が多く、典型7公害苦情の83%を占めました。

公害苦情の種類別件数は図3-37、発生源種類別苦情件数は図3-38、地域別苦情件数は図3-39及び公害苦情件数の経年変化は図3-40のとおりです。

表3-59 22年度及び23年度における公害別苦情件数

年度	典型7公害								典型7公害以外 廃棄物投棄	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
23	262	162	0	321	18	0	284	1,047	806 [472]	1,853
22	282	169	3	336	21	0	256	1,067	709 [415]	1,776

なお、公害苦情件数は、公害等調整委員会が実施した調査に基づき府内市町村へ寄せられた件数を集計したものであり、府警察本部への苦情件数は含まれていない。また、同一人からの同一苦情については、複数回苦情があっても1件として取り扱っている。

図3-37 公害苦情の種類別件数

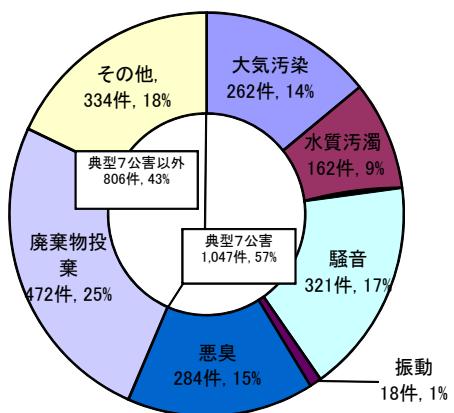


図3-38 発生源種類別苦情件数

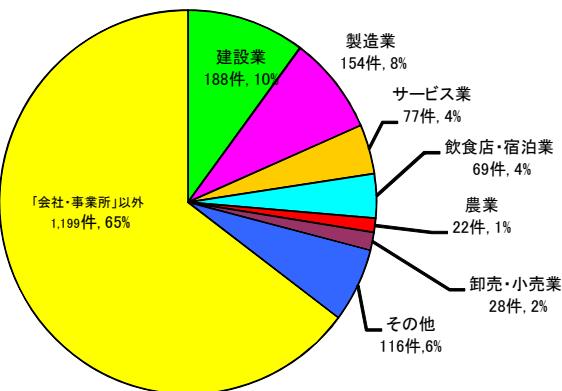
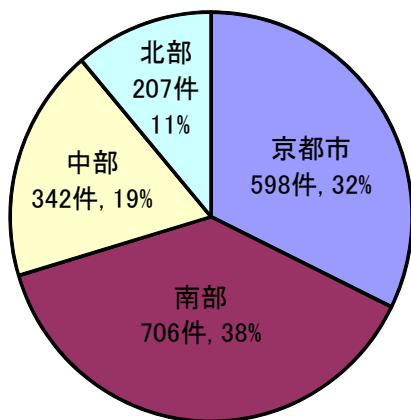
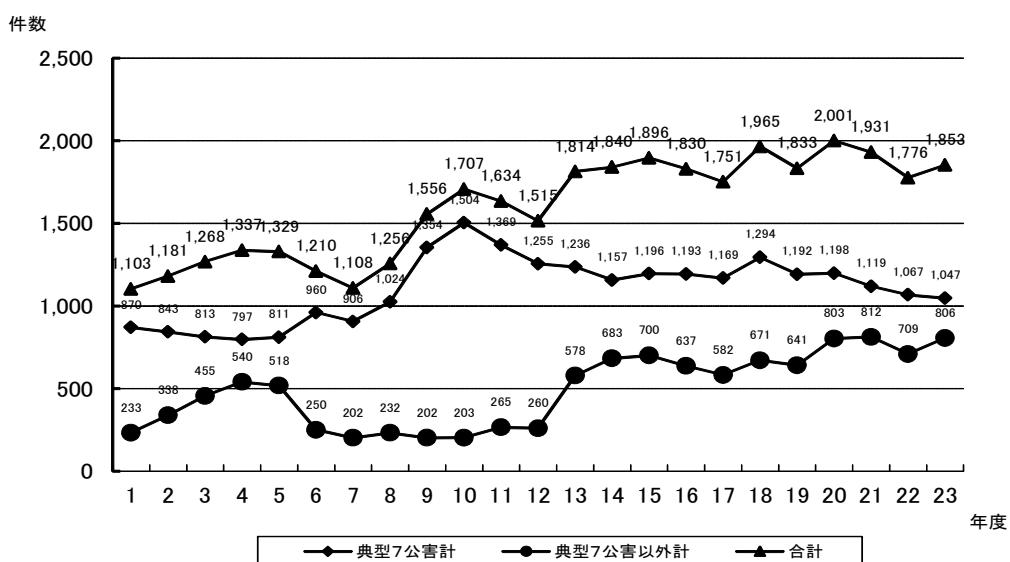


図3-39 地域別苦情件数



注：南部は京都市より南の地域、中部は亀岡市、南丹市、京丹波町、北部は福知山市、綾部市以北をいう。

図3-40 公害苦情件数の経年変化



※5年度までは、「典型7公害以外」に市町村又は保健所で受けた野犬の徘徊、放置自転車、路上駐車等の苦情を含む（府警察本部への苦情は含まれていない）。

2 公害紛争の処理

公害苦情においては、一般的には、まず被害者から苦情申立てが行われますが、これが早期に解決されず、原因者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に発展していくことがあります。

公害紛争処理法では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るために、司法的解決とは別に行政分野に公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続により公害紛争を処理しています。

24年3月末までに受理した公害紛争事件は37件（調停36件、仲裁1件）で、処理状況は、調停成立15件、調停打切り15件、調停申請取下げ5件（ただし、一部調停打切り一部申請取下げ1件を含む。）、調停申請却下1件、仲裁判断1件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては騒音・振動が多く、地域としては京都市内が29件、京都市以外が8件となっています。

第7節 規制的措置

府警察は、府民の安全で快適な生活を確保するため、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、廃棄物事犯、水質汚濁事犯等がありますが、近年における環境犯罪の情勢は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大多数を占めています。

中でも建設系産業廃棄物の処理を巡る事犯では、行政指導を無視して敢行するもの、摘発を免れるために廃棄物と土砂を混載偽装し投棄する行為や、休日・早朝・夜間に敢行するものなど、手口が悪質・巧妙化しています。また、一般廃棄物の不法投棄や焼却禁止違反による検挙も高い水準で推移しています。

23年中は、暴力団等が関与する事犯や行政指導を無視した悪質な廃棄物事犯の積極的な取締りを推進し、307件（前年対比+64件）、393人（前年対比+74人）を検挙しました。

このうち、一般廃棄物事犯の検挙が、行政や住民からの通報と警察官の街頭活動強化等により大幅に増加しました。

表3-60 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	年		19年		20年		21年		22年		23年	
	件数	人員	件数	人員								
廃棄物に係る事犯	269	327	276	336	255	323	243	319	307	393		
水質汚濁に係る事犯	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		
合計	269	327	276	336	255	323	244	319	307	393		

注) 历年(1~12月)による

第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産などの貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出などを図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭りなどの歴史的環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産などの掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立つて、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。